

議 案 第 2 2 号

浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日 提出

浦安市長 内 田 悦 嗣

提 案 理 由

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定するとともに、規定の整備を行うため、改正を行うものである。

浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第 2 項各号列記以外の部分中「100分の125」を「、6 月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改める。

第12条第 2 項後段中「100分の105」を「、6 月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改める。

第 2 条 浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第 2 項各号列記以外の部分中「、6 月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第12条第 2 項後段中「、6 月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「報酬等条例」という。）第10条第 1 項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の報酬等条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
（期末手当等の内払）
- 3 第 1 条の規定による改正後の報酬等条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の報酬等条例の規定により支給された期末手当及び

勤勉手当は、同条の規定による改正後の報酬等条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

（令和 7 年12月の支給に係る期末手当等の額の特例）

4 報酬等条例第11条第 1 項に規定する会計年度任用職員（この条例の施行の日前の在職期間が任命権者が定める期間に満たない者その他の任命権者が定める者に限る。）に対する令和 7 年12月の支給に係る期末手当に関する第 1 条の規定による改正後の報酬等条例第11条第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の125」とする。

5 報酬等条例第12条第 1 項に規定する会計年度任用職員（この条例の施行の日前の在職期間が任命権者が定める期間に満たない者その他の任命権者が定める者に限る。）に対する令和 7 年12月の支給に係る勤勉手当に関する第 1 条の規定による改正後の報酬等条例第12条第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは、「100分の105」とする。

（委任）

6 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長の定めるところによる。